# 協議第22号関係

# 説 明 資 料

## 整備方針について

新市の事務処理組織及び機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うこととなるが、その準備については、合併関係市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当である。

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。

なお、全国の先進事例では、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を定めておき、具体的に は専門部会等で新市の業務内容を明確にした上で、具体的な組織及び機構について検討していることが多い。

## 本庁組織について

地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき、新市の部課について条例で定めることになる。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配意しつつ、かつ、他の市町村の部課の組織との間に均衡を失しないようにする必要がある。

## 出先機関について

合併にあたって、これまでの町の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、 名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係町で協議しておくことが適当である。

支所もしくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法 155 条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」ことと定められている。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の市役所(町村役場)を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

## 附属機関について

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、附属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

# 先進事例

## あきる野市

- (1) 現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
- (3) 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
- (4) 新市の組織・機構の整備については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (5) 教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。

また付属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている付属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。

なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

## 篠山市

- (1) 新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

#### さいたま市

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併 6 か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- (1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2) 簡素で効率的な組織・機構
- (3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- (6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構

#### さぬき市

- (1) 現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2) 新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(別紙)に基づき整備する。
- (3) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

## 宗像市

新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、 段階的に整備するものとする。

新市における組織・機構の整備方針

- 1 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構
- 2 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 3 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構